

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(新上五島町指定 第4271601199号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
- (2) 法人所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5
- (3) 電話番号 0959-42-5133
- (4) 代表者氏名 代表取締役 田 平 一 吉
- (5) 設立年月 平成17年11月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的
- (3) 事業所の名称 新上五島居宅介護支援事業所・平成17年11月1日指定
長崎県4271601199号
- (4) 事業所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379番地5
- (5) 電話番号 0959-43-1188
- (6) 管理者氏名 山 下 直 美
- (7) 当事業所の運営方針
- (8) 開設年月 平成17年11月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
【訪問介護事業】、【介護予防訪問介護事業】、【通所介護事業】、【介護予防通所介護事業】、【認知症対応型共同生活介護】

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 新上五島町全域
営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	（ケアマネ兼務）
2. 介護支援専門員	3		3	3名	（管理者兼務込）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。また、医療機関等への入院の際には当事業所の介護支援専門員の氏名や連絡先をお伝えてして頂き、関係機関との連携に努め支援を実施致します。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

<サービスの内容>

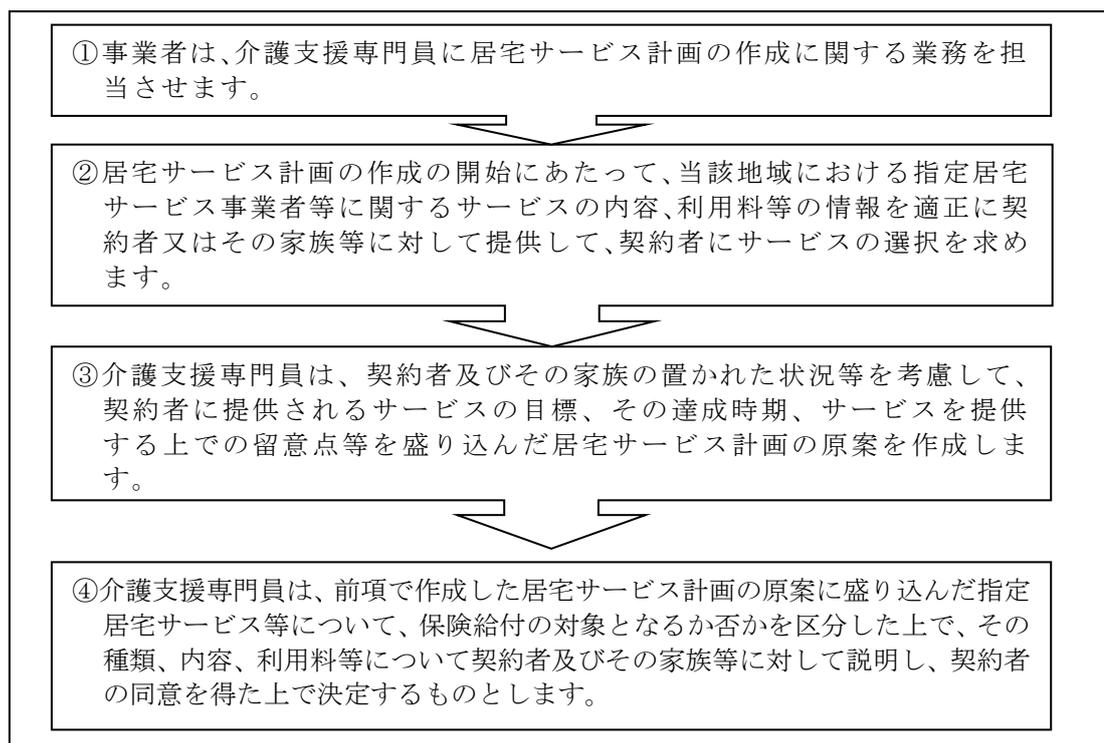
① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

公正中立なケアマネジメントの確保への取り組みとして、利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求められることと、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求められる事を説明します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2	要介護 3～5
17,680円	21,420円

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 下記指定口座への振り込み
○十八親和銀行 新上五島支店 普通預金 1197340 |
| イ. 金融機関口座から自動引き落とし
○ごとう農業協同組合
○上五島町農業協同組合 本所 |

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[管理者] 山下直美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前8時30分～午後5時30分

○電話番号 42-5133

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新上五島町介護保険班	所在地 長崎県南松浦郡上五島町青方郷1585-1 電話番号・FAX 0959-53-1163 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎県今博多町8番地2 電話番号 095-826-1599 受付時間 9:00～17:15

・8（虐待の防止のための措置に関する事項）

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止や身体拘束の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的で開催するとともに（研修については、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 虐待防止の為の指針の整備
- (5) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (6) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置
- (7) サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を（利用者やご家族、関係者等）収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

・9（身体拘束の防止のための措置に関する事項）

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者やその他の従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

・10（感染症食中毒の予防、まん延の防止の措置に関する事項・衛生管理対策）

当事業所は、設備等に関する衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、適切に対応を実施する。

当事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当施設における感染症や食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する
- (3) 当施設内において、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

新上五島居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 新上五島町

郷

番地

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|